

動物実験等に関する情報

栄養学、食品学などの食物栄養の分野、理学療法や作業療法などのリハビリテーションの分野などにおける教育研究では、人間（生命）に関わる研究が必須であり、人間の医療・福祉のために実験動物たちの尊い命を犠牲にすることがあります。九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学においても、人間の医療・福祉の観点からの教育研究を進展させることを目指しております。

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験委員会では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」及び、文部科学省の定める「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に適合した動物実験が行われるよう最善の努力を行いたいと考えております。

平成 23 年度動物実験委員会関係審議状況経過報告

●第 1 回動物実験委員会

日 時	平成 23 年 5 月 16 日（月） 15 : 30～16 : 00		
場 所	小倉北区キャンパス記念館会議室		
出席者	委員長（学科長）	藤野 博史（食物栄養学部）	
	副学長	山田 千秋	
	学部長	青柳 東彦（食物栄養学部）、橋元 隆（リハビリテーション学部）	
	学科長	小川 洋子（短大 食物栄養学科）	
	実験に携わる研究者	喜多 大三（食物栄養学部） 大澤 得二（食物栄養学部）	
		中岡 寛（短大 食物栄養学科）	
	人文系教員	吉田 正史（食物栄養学部）	
	事務担当	日隈 功二（庶務課長）	

（審議内容）

1. 委員、改正規程についての教授会承認事項の確認

平成 23 年 4 月 25 日に開催された、4 月定例教授会において動物実験委員会組織が承認されたこと、およびリハビリテーション学部設置に伴う、委員会規程が改正されたことが確認され、委員長（藤野）他を委員会として承認。以下、議事は委員長が進めた。

2. 動物実験申請案件の審査及び承認

爬虫類までの実験については、現在は学生実験で実施されているのみであり、学生実験について、以下の 2 件の申請があったので、本学動物実験指針に照らして審査を行い、指針の趣旨に適合した実験であることを認定し、実験の実施を承認した。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 大学食物栄養学部 | 大澤 得二氏 解剖生理学実習 |
| (2) 短期大学食物栄養学科 | 中岡 寛氏 解剖生理学実験 |

●第2回動物実験委員会

日 時	平成 23 年 11 月 10 日 (木) 16 : 30~17 : 30	
場 所	小倉北区キャンパス記念館会議室	
出席者	副学長	山田 千秋
	学部長	青柳 東彦 (食物栄養学部)、橋元 隆 (リハビリテーション学部)
	学科長	藤野 博史 (食物栄養学部) 小川 洋子 (短大 食物栄養学科)
	実験に携わる研究者	喜多 大三 (食物栄養学部) 大澤 得二 (食物栄養学部)
		中岡 寛 (短大 食物栄養学科)
	人文系教員	吉田 正史 (食物栄養学部)
	事務担当	日隈 功二 (庶務課長)

1. 文部科学省における説明会報告 (大澤 得二)

平成 23 年 10 月 25 日 (火) に実施された文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等に関する説明会について、大澤 得二氏より、文部科学省の動物実験に関する方針の概要報告が行われ、今後の課題が明確にされた。

2. 教育訓練の方法とスケジュールについて

基本指針第 6 条第 1 項に基づき、動物実験実施者等に教育訓練を目的とした必要な措置を実施する必要があり、可能な限り、早急に実施することとなり、12 月に九州歯科大の動物実験の責任者相当の方による研修会を実施することとなり、講師折衝を橋元リハ学部長に依頼した。

- ・九州歯科大学 前動物実験委員会委員長 小林 繁 教授 と現在交渉中。
- ・日程 12 月上旬~中旬に実施 16 : 30~17 : 30 起案 事務局において行う。
- ・経費 (講師謝礼等) 事務部長と協議

3. 情報公開について

12 月中に、本学ホームページに、「動物実験等に関する情報」を公表する。

内容としては、九州工業大学の「動物実験等に関する情報」を参考にし、下記の内容について公表する。

- ①前文 (現状と問題点及び今後の方向性)
- ②動物実験委員会の審議状況報告 (動物実験の現状を含む)
- ③現行の関係規定 「動物実験指針」、「動物実験委員会規程」

4. 自己点検報告書について

今回は動物実験委員会の「審議状況報告 (動物実験の現状を含む)」の公表にとどめ、来年度において、今年度の自己評価報告書を作成する。

5. 規程改定について

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」についての文科省説明会において、各種の指摘があり、現行の規程を再検討する必要がある、可能な限り、指針の趣旨に沿った検討を行うことを確認した (検討は今年度内に行う)。

平成 23 年度動物実験教育訓練について

基本指針第 6 条第 1 項に基づき、動物実験実施者等に教育訓練を目的とした必要な措置を実施する必要がある、可能な限り、早急に実施することとなり、第 1 回目の教育訓練を下記の通り、12 月 15 日（木）に九州歯科大の元動物実験委員会委員長 小林 繁教授をお迎えして教育訓練を実施した。

日 時	平成 23 年 12 月 15 日（木）16：30～18：00
場 所	小倉北区キャンパス 2 号館 4 階 408 会議室
講 師	九州歯科大学 小林 繁 教授（生命科学講座頭頸部構造解析学分野） ・平成 7・8 年度、平成 9・10 年度 動物実験委員会委員長 ・平成 7・8 年度、平成 9・10 年度 動物実験施設管理運営委員会委員長
演 題	『九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学 動物実験に関する教育訓練 2011 —動物実験の適正な実施に向けて—』
参 加 者	九州栄養福祉大学食物栄養学部、リハビリテーション学部及び東筑紫短期大学 約 20 名
講演内容	1. 定義：動物実験と実験動物 2. 研究機関における動物実験の基本指針 3. 必須事項：基本指針への具体的対応 4. 動物実験関連法令・指針 5. 動物実験規程改正の背景と動物愛護法 6. 動物実験の倫理 7. 麻酔法と安楽死法 8. その他

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験関係規程

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験指針

平成17年4月1日制定

(目的)

第1 この指針は、九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉及び動物実験の安全にも配慮した適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この指針は、九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学において行われるすべての動物実験に適用する。

(定義)

第3 この指針の用語の意義に関しては、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」(昭和55年総理府告示第6号)に準じ、次の定義によるものとする。

- (1)「実験動物」とは、実験等の利用に供するため、施設等で飼育又は保管している動物をいう。
- (2)「動物実験」とは、学術研究及び教育又は生物学的材料採取及び製造のために、動物を拘束し、なんらかの処置を加えることをいう。
- (3)「施設」とは、九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学の動物実験室、動物飼育室及び資料倉庫をいう。
- (4)「管理者」とは、実験動物及び施設の管理責任者をいう。
- (5)「実験者」とは、動物実験を行うものをいう。
- (6)「飼育者」とは、管理者等の指示により実験動物の飼育及び保管又は実験補助に当たる者をいう。

(施設及び設備)

第4 動物実験を適正かつ円滑に実施するため、実験動物の導入、維持、繁殖、飼育及び保管については、原則として施設内において行うものとする。

2 実験動物の飼育設備は、動物の生理、生態及び習性等に応じた適切なものでなければならない。

(実験計画の立案)

第5 実験者は、動物実験計画の立案に当たっては、必要に応じて管理者の意見を求めたり、第11に規定する動物実験委員会の助言に従うこと等により、有効適切な実験を行えるように努め、無用な実験を避けなければならない。また、実験動物以外の系に求める等、実験動物を使わない方法によるように努めなければならない。

- 2 実験者は、使用する動物の遺伝学的及び微生物学的品質を検討し、かつ、導入後の飼育条件を考慮することによって感染症等の防止に努め、必要最小限の動物数によって最大の効果が上げられるように努めなければならない。また、微生物学的品質に関しては、管理者の指示に従わなければならない。
- 3 実験者は、動物に与える苦痛をできる限り軽減する等、倫理的な面について十分配慮された実験方法を検討しなければならない。
- 4 実験者は、動物実験を行おうとするときは、あらかじめ動物実験計画書(別紙様式)を動物実験委員会に提出し審査を受けるものとする。

(実験動物の検疫)

- 第6 実験者は、実験動物の施設への導入に当たって、実験者、飼育者及び他の実験動物への感染及び汚染を防止するため、必要に応じて動物検疫を行わなければならない。ただし、これらの作業は、管理者に委嘱できるものとする。
- 2 適正な健康管理がなされている実験動物生産者の動物を導入する場合には、生産者が添付した微生物学的モニタリング成績をもって動物検疫に代えることができるものとする。
 - 3 実験者は、感染、非感染のいかんにかかわらず、健康でない動物を実験に供してはならない。また、この適否は、管理者の判断に従わなければならない。

(実験動物の飼育管理)

- 第7 管理者、実験者及び飼育者は、協力して施設、設備等の適切な維持、管理に配慮し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行い、実験動物の健康と安寧保持に努めなければならない。

(実験操作)

- 第8 実験者は、麻酔等の手段によって、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

(実験終了後の処置)

- 第9 実験者は、実験を終了若しくは中止した実験動物を処分するに当たっては、できる限り苦痛を与えない方法で速やかに行わなければならない。
- 2 実験者は、前項により処分された実験動物の死骸等を速やかに冷凍庫に保管する等、焼却までの適切な処置を講じ、悪臭の発生、病原体による感染汚染等の防止に努めなければならない。
 - 3 第1項によらず死に至った実験動物の死骸等についても、前項と同様の処置を講じなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

- 第10 物理的、化学的、生物学的に危険な物質（放射性物質、放射線、病原体、組換えDNA、発癌物質、変異原物質、その他の安全性未確認物質等）を取扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により飼育動物が障害を受け、実験結果のデータの信頼性が損なわれることのないよう十分な配慮をしなければならない。また、必要な場合には、管理者の判断を求めるものとする。
- 2 危険物質を取り扱う動物実験を実施するときは、それぞれの危険物質について定められた施設、設備を使用し、定められた安全規則に従わなければならない。また、必要な場合には、管理者の判断を求めるものとする。

(動物実験委員会の設置)

- 第11 本指針の適正な運用をはかるため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(英名表示)

- 第12 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験指針の英名表示は、「Kyushu Nutrition Welfare University and Higashichikushi Junior College Guideline for Animal Experimentation」とする。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

<p>処置方法</p> <p>処置による動物への影響</p>	
<p>安楽死法</p> <p><input type="checkbox"/> 過麻酔（方法・薬剤名等 _____）</p> <p><input type="checkbox"/> 頸椎脱臼</p> <p><input type="checkbox"/> 後頭部殴打</p> <p><input type="checkbox"/> 断首</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ _____ ）</p>	
<p>苦痛の程度、苦痛の軽減・排除方法及び保定・拘束時間について</p> <p><input type="checkbox"/> 苦痛とは関係がない実験</p> <p><input type="checkbox"/> 許容せれる苦痛の範囲内である</p> <p><input type="checkbox"/> 許容される苦痛の範囲を越えるが、実験の都合上苦痛の軽減・排除方法がない （実験目的又は実験方法の記入欄にその理由を記入すること）</p> <p><input type="checkbox"/> 手術等の処置を行うときは麻酔を行う（麻酔方法 _____）</p> <p><input type="checkbox"/> 許容された苦痛の範囲を越えたときには安楽死させる</p> <p><input type="checkbox"/> 短時間の保定又は拘束であるので特に問題はない（保定又は拘束時間 _____ 時間）</p> <p><input type="checkbox"/> 実験の都合上長時間（24時間以上）の保定又は拘束はやむをえない （実験目的又は実験方法の記入欄にその理由を記入すること）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ _____ ）</p>	
<p>別紙資料の倫理基準カテゴリーに対する自己判断</p>	<p>A B C D E</p>
<p>代替手段（培養細胞、微生物、コンピュータシミュレーションによる方法など）によらずに生きた動物を使用する理由は次のどれに該当しますか</p> <p><input type="checkbox"/> 代替手段がない</p> <p><input type="checkbox"/> 代替手段では精度が不十分</p> <p><input type="checkbox"/> 代替手段では経費が大きすぎる</p>	

□その他（ ）
投稿予定の雑誌について（予定している雑誌について記入してください）
1 投稿予定の雑誌が示す論理規程をクリアできるかどうかの自己判断 <input type="checkbox"/> クリアできる <input type="checkbox"/> クリアできない 2 要求される証明書の内容

審査結果記入欄

平成 年 月 日受付	審査番号	
判定 <input type="checkbox"/> 計画通りでよい <input type="checkbox"/> 計画の一部変更が必要である		
意見		
平成 年 月 日	委員長氏名	印

倫理基準に基づいたヒト以外の動物種を用いた生物医学実験の分類表

カテゴリー	○カテゴリーA 生物を用いない実験あるいは植物、細菌原虫、または無脊椎動物を用いた実験	○カテゴリーB 脊椎動物を用いた実験で、動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われるもの	○カテゴリーC 脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み(短時間持続する痛み)を伴う実験	○カテゴリーD 脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験	○カテゴリーE 麻酔していない意識のある動物を用いて動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような処置
処置例	<ul style="list-style-type: none"> ○生化学的、植物学的・微生物学的研究 ○無脊椎動物の研究 ○組織培養、剖検により得られた組織を用いた研究 ○屠場から得られた組織を用いた研究 ○発育鶏卵を用いた研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○実験の目的のために動物をつかんで保定すること ○あまり有害でない物質を注射したりあるいは採血したりするような簡単な処置 ○動物の体の検査をすること ○深麻酔により意識がない動物を用いた実験 ○短時間(2～3時間)飼料や水を与えないこと ○標準的な安楽死法で瞬間的に殺処分できる場合、例えば、大量の麻酔薬の投与、軽く麻酔をかけた沈静状態に陥った動物を断首することなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ○麻酔状態で血管を露出させたり、カテーテルを長時間挿入すること ○行動学的実験において、意識ある動物に対して短時間ストレスを伴う保定を行うこと ○フロイントのアジュバンドを用いた免疫 ○苦痛を伴うが、それから逃れられる刺激 ○麻酔状態における外科的処置で、処置後も多少の不快感を伴うもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○行動学的実験において、故意にストレスを加えること ○麻酔状態における外科的処置で、処置後に著しい不快感を伴うもの ○苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処理 ○苦痛を伴う刺激を与える実験で、動物がその刺激から逃れられない場合 ○長時間(数時間あるいはそれ以上)にわたって動物の体を保定すること ○母親を処分して代理の母親を与えること ○攻撃的な行動をとらせ、自分自身あるいは同種他個体を損害させること ○麻酔薬を使用しないで痛みを与えること、例えば、毒性試験において、動物を死に至らしめる場合 ○動物が耐えることのできる最大の痛みに近い痛みを与えること、つまり動物が激しい苦悶の表情を示す場合、例えば、放射線障害を引き起こすこと、ある種の注射、ストレスやショックの研究など 	<ul style="list-style-type: none"> ○手術をする際の保定のため、麻酔薬を使わずに、筋弛緩剤あるいは麻痺性薬剤、例えば、サクシニルコリンあるいはその他のクラーレ様作用をもつ薬剤を使うこと ○麻酔していない動物に、重度の火傷や外傷をひきおこすこと ○精神病のような行動を起こさせること ○家庭用の電子レンジあるいはストリキニーネを用いて殺すこと ○避けることのできない重度のストレスを与えること ○ストレスを与えて殺すこと
備考	<p>☆無脊椎動物も神経系を持っており、刺激に反応する。したがって、無脊椎動物も人道的に扱わなければならない。</p>		<p>☆カテゴリーCの処置は、ストレスや痛みの程度、持続時間によって、いろいろな配慮が必要になる。</p>	<p>☆カテゴリーDに属する実験を行う場合には、研究者は、動物に対する苦痛を最小限のものにするために、あるいは苦痛を排除するために、別の実験計画を考察する責任がある。</p>	<p>☆カテゴリーEの実験は、それによって得られる結果が重要なものであっても、決して行ってはならない。</p>

(注) この分類表は「動物福祉のためのサイエンティストセンター」が、各研究機関の「動物実験に関する指針」のなかに組み込むように勧告したものです。この内容は、アメリカ及びカナダの実験動物に関する法律に則っており、アメリカ及びカナダの学会の論文に投稿した際に、チェックの基準になるものと思われまます。特に、カテゴリーEに属する大部分の処置は、アメリカ及びカナダの法律によって禁止されております。

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験委員会規程

平成17年4月1日制定

(設置)

第1条 食物栄養学の研究を推進する一環として、動物愛護精神に則った適正な動物実験が行われるよう、動物実験の倫理に関する審査を行う九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験倫理委員会（以下、「委員会」と略）をおく。

(目的)

第2条 委員会は九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学内において行われるすべての動物実験に関し、「九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験指針」の適正な運用をはかるため、実験者に対して、動物実験計画書の審査を通じ、適正な動物実験が行われるよう指導および助言することを目的とする。

(組織)

第3条 上記の目的を達成するために、委員会は次の各号に掲げる委員の参加をもって組織され、学長がこれを委嘱する。

(1) 副学長

(2) 学部長及び短期大学学科長 若干名

(3) 実験に携わる研究者 大学短期大学各々若干名

(4) 人文系教員 若干名

(5) その他、必要に応じて学長が参加を求めた者が加わることができる

2 前項第2号から第5号に掲げる委員は、委員長の推薦により、教授会の議を経て、学長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は委員会を召集し、その議長を努める。

3 委員長に不都合があるときは委員長の指名する委員がその代理を努める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(委員会の議事)

第6条 委員会は過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって可決することができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合には、委員以外の者が参加し、傍聴あるいは説明や意見を述べるができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は委員会事務局で行う。事務局は委員の中から若干名選出する。

(英名表示)

第9条 この委員会の英名表示は、「Kyushu Nutrition Welfare University and Higashichikushi Junior College Animal Care and Use Committee」とする。

(附則)

- 1 この規程は平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。